

令和４年度第５回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会会議要旨

１ 日時

令和４年８月２５日（木）午前１時３０分～午後３時３５分

２ 場所

市役所本庁 議会棟４階 第一委員会室

３ 出席者

（委員）※敬称略

- ・学識経験者：新川 達郎、上野山 裕士
- ・寝屋川市議会議員：板東 敬治、村上 順一、福田 篤志
- ・公募による市民：辻 延江、水野 昌代、邨川 圭子
- ・寝屋川市職員：杉本 達也、木場 富士夫、三宅 章介

１１人（全１１人）

（事務局）

吉田次長、西村課長、高島係長、植村、佐藤

４ 傍聴の可否

可（傍聴者１人）

５ 次第

- (1) 第４回委員会における検証内容
- (2) 条文の検証（第２５条から）
- (3) これまでの振り返り（「引き続き検討」事項の検討等）
- (4) その他

６ 会議要旨

- (1) 第４回委員会における検証内容

＜確認した事項＞

第４回委員会での検証のうち「引き続き検討する」とした項目については、全条文の検証後に改めて検討する。

※ 事務局から「【資料１】第４回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会における検証内容」について説明を行った。

- (2) 条文の検証（第２５条から）

ア 第２５条（この条例の位置付け）

この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定める規範であって、市民、議会及び行政は、この条例に規定する事項を誠実に遵守しなければならない。

2 議会及び行政は、市政運営並びに他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

委員の主な意見等

- ・ 第1項について、本条例が最高規範性を有していることについては、過去の議論等において確認されており、条文については現状のままでよいと考える。
- ・ 第2項について、本条例が本市の他条例制定・改廃などの際に最も尊重すべき条例であることの証になるよう、「尊重しなければならない」の前に「最大限に」と追記してはどうか。
- ・ 文末の表現が「しなければならない」と強い義務付けとなっているが、意図するところがあるのか。
- ・ 本条例の最高規範性という位置付けをいかに表現するかという議論の中で、文末を「しなければならない」とした経過がある。したがって、「最大限に」と更に追記することについては、慎重に考えた方がよいのではないか。
- ・ 行政として、本条例の実効性を担保する具体的な対策は行っているのか。また、本条例の内容を市民に周知する施策としてはどのようなものがあるのか。
- ・ 行政として、広報誌やホームページによる周知を始め、小学生を対象にしたトレーニングブックの作成、パンフレットの作成・配布や、庁舎内モニターを活用し、周知啓発を行っている。
- ・ 市民への周知について、日常生活でこの条例を見知る機会が少ないのではないか。
- ・ 改めて広報誌を見ると、本条例を含め様々な情報が記載されている。情報の発信については、受け手にどう見てもらうか、伝えるかが大事ではないか。
- ・ 行政として情報発信を意識しているが、市民生活に関連したところではないと実感してもらうことは難しい。市民と接する機会に伝えるなどの伝え方の工夫も必要である。

＜確認した事項＞

「最大限に」の追記について、現行の規定においても、他の条例案の検討の際に本条例を尊重し、整合を図ることとしていることから、条文は現状のままとするが、逐条解説の記述内容を充実することとする。

イ 第 26 条（住民投票制度）

市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要があるときは、住民投票制度を設けることができる。

委員の主な意見等

- ・ 住民投票制度について、その対象となる重要事項の想定や、住民投票条例のひな型などは検討しているのか。また、常設・非常設のメリット・デメリットはどのようなものがあるか。

＜確認した事項＞

条文は現状のままとする。

ウ 第 27 条（条例の検証）

市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の趣旨にのっとりて検証を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとする。

委員の主な意見

- ・ デジタル化・グローバル化の進展、あるいはコロナ禍を意識しているのであれば、もっと早く、例えば3年で検証するなどしてもよいのではないか。
- ・ 「5年を超えない期間」について、予算や計画行政といった観点を踏まえると、一定、妥当な期間であると考ええる。
- ・ 検証結果7に記載されている「検証の形骸化」を防ぐために、逐条解説において、「検証の形骸化を防ぐ手立てを講じなければならない」な

ど記述すべきである。

- ・ 検証の形骸化については懸念されるところであり、次回の検証時には、本条例の実効性確保に関わる資料の提示などを検討して欲しい。
- ・ 行政における条例の検証時期を早めるなど、検証の在り方について検討が必要ではないか。
- ・ 条例の検証・見直し後の市民への周知はどのように行うのか。また、市の施策を周知する際、本条例の抜粋や引用など、関連性を示すことはあるのか。いずれにしても、本条例の積極的な周知が必要である。
- ・ 周知に当たっては、広報誌はもちろん、アプリ・SNSと組み合わせた手法を検討する。個別施策との関連の提示は難しいが、本条例の理念にのっとりいずれの施策も実施している。情報発信力に関する指摘もあったが、今後も積極的に市民に分かりやすい周知方法を検討していく。

＜確認した事項＞

- ・ 条例検証の期間（5年を越えない期間）については、現状においては一定妥当であると判断されることから、条文は現状のままとするが、大きな社会変化等が生じた場合の機動的な検証の在り方等について、逐条解説の記述を充実することとする。
- ・ 今後の検証が形骸化することのないよう、検証方法の工夫が必要であること等について、逐条解説の記述を充実することとする。

エ 条例全般

委員の主な意見

- ・ こども家庭庁やこども基本法の設置・運用が予定されており、また、少子高齢化の進行を踏まえ、本条例に「こども」に焦点を当てた条項を追加すべきではないか。
- ・ 公共施設などの財産の持続可能性に鑑み、本条例で「財産管理」について追記すべきではないか。
- ・ この5年における本市の最大の変化は中核市への移行である。中核市移行によって、何が変わり、どういった効果があるかなど、各委員が情報を共有した上で、条例の検証が必要ではないか。

＜確認した事項＞

- ・ 「こども」の条項については、本条例は自治基本条例であり、自治の基本的な理念等を総論として定めるものであることを踏まえ、現状のままとする。
- ・ 「財産管理」の条項については、第20条「財政運営」に含まれると考えられるため、現状のままとする。

オ 第9条（個人情報保護）

＜確認した事項＞

改正個人情報保護法の令和5年4月1日施行を踏まえ、本条例第9条（個人情報保護）の在り方を事務局で整理し、正副委員長と相談の上、次回以降の会議で説明する。

※ 事務局から個人情報保護法の改正に伴う対応状況について報告を行った。

(3) これまでの振り返り（「引き続き検討」事項の検討等）

ア 「変更する」となった事項

＜確認した事項＞

これまでの検証で「変更する」としていた以下の事項について、改めて確認した結果、変更することが了承された。

- ・ 前文第5段落の「持続的な発展が可能な社会」を、「持続可能な社会」に変更する。
- ・ 前文第6段落に「多様性を認め合い」の文言を追記する。
- ・ 第6条第1項・第2項に「健康危機」の文言を追記する。

イ 「引き続き検討する」となった事項の対応案（第6条第2項）

委員の主な意見

- ・ 「健康危機対応力」の追記する箇所としては、「防災力」と「防犯力」の間より、最後に持ってきた方が分かりやすいのではないかと。
- ・ 一般的に「防災（力）」「防犯（力）」がセットで用いられているこ

とを踏まえると、「健康危機（対応力）」を間に入れることに違和感がある。

- ・ 「危機対応力」とまとめて表記することが難しいのであれば、「危機管理能力」としてはどうか。
- ・ 文言の追記に当たっては、みんなのまち基本条例と他条例等の規定の整合性について確認が必要である。
- ・ 逐条解説に記載されている「様々な危機、有事、」について、現在の社会情勢を踏まえ、具体的な例示を追記してはどうか。

＜確認した事項＞

第6条第2項について、「防災力」「防犯力」に並列して「健康危機対応力」の文言を追記することとする。

なお、追記箇所については、事務局で引き続き検討する。

(4) その他

＜確認した事項＞

今回は9月22日（木）に議会棟4階第一委員会室で開催する。